

## 公 告

静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条第 1 項の規定による手続を実施して規則等を定めたので、同条例第 41 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる事項を公示するため、次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 2 日

静岡市長 田辺信宏

### 1 規則等の題名

- (1) 規制基準に適合しないばい煙等を発生するばい煙等発生施設に対する行政指導指針
- (2) 作業基準を遵守していない特定粉じん排出等作業に対する行政指導指針
- (3) 規制基準に適合しない騒音を発生させる特定工場等に対する騒音の発生の防止のための行政指導指針
- (4) 排水基準に適合しない排水を排出する特定事業場に対する行政指導指針
- (5) 規制基準に適合しない悪臭を発生させる工場その他の事業場に対する悪臭の発生の防止のための行政指導指針
- (6) 規制基準に適合しない振動を発生させる特定工場等に対する振動の発生の防止のための行政指導指針
- (7) 規制基準に適合しないダイオキシン類を排出する特定施設に対する行政指導指針

### 2 規則等の内容

別紙のとおり

### 3 規則等の案の公告年月日

平成 30 年 2 月 23 日

### 4 規則等の公布等年月日

平成 30 年 4 月 1 日

### 5 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	ダイオキシンの規制について、高島市環境センター違法の前例と、同じことが起きないように厳しくしてほしい。他の環境	原案の変更なし。	規則等の内容に関する意見ではないため参考意見とします。 定められた検査方法や

	<p>や検査に対しても、「〇月〇日に～の検査します」では、企業はそれに合わせて基準が出ないように対策をしてくる。大きい工場や企業に対しては、年1回の抜き打ち検査も必要だと思うので、やってほしい。</p>		<p>事業場の物理的制約により全ての検査を抜き打ちで行うことはできませんが、今回策定する指針に基づき適切に指導します。</p>
--	---	--	---